

決議案第1号

気候非常事態宣言に関する決議

近年、世界中で記録的な集中豪雨や猛暑日などが頻発しており、本道においても土砂崩れや河川の氾濫、熱中症など健康面での悪影響、年降雪量などの変化による社会・経済活動への被害が深刻化し、エゾシカなど野生動植物の生息・生育域等にも影響を及ぼしている。

世界各国は、パリ協定の下で温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、気候変動対策に関する取組を進めており、我が国においても、政府が2050年までのカーボンニュートラルを宣言し、国会においては気候非常事態を宣言しており、国民の総意により、その取組を進めようとしている。

北海道議会は、平成20年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要があるとの考えから、議員提案により全会一致で平成21年3月31日に「北海道地球温暖化防止対策条例」を制定した。

北海道の豊かな自然環境は、世界自然遺産の知床をはじめ将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産である。

さらに、この豊富な再生可能エネルギーを最大限活用した持続可能な地域社会の構築に向けた地域循環共生圏の実現など、積極的かつ具体的な実効ある取組が求められている。

よって、北海道議会は、もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っているとの認識を共有し、エネルギー政策はもとより、産業、交通、住宅政策のあらゆる分野で取り組む課題と位置づけ、ここに気候非常事態を宣言するとともに、脱炭素の目標達成に向けて道民一丸となって強い決意を持って取り組むことを表明するものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北海道議会